

水力統制政策の展開： アメリカ連邦動力委員会の成立とその背景

名 和 洋 人

1. はじめに

1930年代のアメリカにおける多額の財政支出を伴う連邦水資源開発事業は、いかにして可能となったのであろうか。連邦政府による事業の実施は、合衆国の河川管理権限が連邦政府に付与されていることを前提に可能となる。ところが、19世紀中は河川管理については州政府の持つ権限がむしろ強力であり、連邦政府の河川管理権限は限定的なものであった。そのため、19世紀中は、河川利用に際して各州間の利害を調整する制度的メカニズムは、事実上未整備と言ってよかった。1930年代に広範に進められた連邦政府による水資源開発は、各州の利害が複雑に錯綜・対立する州際河川において進められることが多かった。したがって、これら連邦開発に資する何らかの制度が新たに形成されることが必要不可欠であった。こうした状況のなかで1920年に設置に至ったのが連邦動力委員会（Federal Power Commission, 以下FPC）であった。本稿の課題は、このFPCの成立過程を明らかにすることである。

わが国ではニューディール以前における水力統制などの河川管理の実情について、従来ほとんど言及されおらず¹⁾、FPCの成立過程分析も行われていない。アメリカにおいては、FPCの成立過程やその契機となった公益事業独占問題に関わる研究は存在するものの²⁾、連邦レベルの政策基調や当時の党派間対立にふみこんでFPCを分析した研究は見られない。そこで本稿は次の順序で論述する。第1に、連邦政府が河川における水力開発権限をはじめとする一連の河川管理権限を、いかなる経過で州政府に優越する形で獲得するに至ったのか、M・コノバー（Milton Conover）の同時代資料などをふまえつつ、FPCの成立過程を中心に追跡する。FPC設置が実現に至るまでには、20世紀初頭の保全主義の時代以降さまざまな構想が出され続けてきたが、T・ルーズベルト（Theodore Roosevelt）以降の歴代の政権は連邦河川管理にいかなる形で関与を続けたのであろうか。19世紀中までの動向もふまえた上で、この点を中心に州政府、連邦政府それぞれの管理権限の展開過程を追跡する。第2に、FPC設置に至る契機となった公営電力問題を考察する。持株会社により統合された民間電力企業集団と公営電力推進派の保全主義あるいは革新主義勢力との間の長期にわたる対

水力統制政策の展開

立関係を確認する。そのうえで連邦政府が河川管理に深く関与せざるを得なくなった背景を、アメリカにおいて電力エネルギーの利用が本格化した1880年代から1920年代までの動向を中心として具体的に探ることにしたい。さらに、最終的に連邦政府が国内水力資源の保全さらに統制と管理を担うことになったが、同時期に連邦レベルにおいて、民主党と共和党さらに第3政党である革新党がこの問題をめぐってそれぞれの立場を表明していたことに注目しよう。そこでの対立構造さらにその帰結を解明してみたい。

1880年以前は河岸で直接水力を利用せざるを得なかったが、その後は水力エネルギーを電力に変換して送電し、河川から離れた場所で利用できるようになった。1893年以降はG・ウェスティングハウス（George Westinghouse）が交流発電の普及に努め、送電エネルギー損失低減技術が確立することによって遠距離送電が可能となり、より遠隔地における水力エネルギーの利用が可能となった。電力供給上の地域独占が成立する技術的基礎がこの時代に形成されつつあったのである³⁾。

2. 河川における水力資源管理制度の展開

アメリカにおける水力資源管理の動向を、植民地時代から出発して州政府さらに連邦政府について確認したうえで、FPCの設置に至る経過を見ていこう。以下ではエネルギー確保をめぐる、経済主体間の長い闘争の歴史が明らかになるはずである。

2.1. 植民地政府⁴⁾ または州政府による水力資源管理

アメリカ合衆国の河川における水力資源利用は、その植民地時代の17世紀前半よりニューイングランドを中心とした北東部地域で始まっている⁵⁾。製粉用水車の動力として使われたのが最初とされる。他方ほぼ同時に、植民地政府は水力資源利用の管理に乗り出した。1638年にマサチューセッツが製粉機の規制を行ったほか、1639年にメリーランドも製粉機建設のための補助金を計上し、これを通して水力の管理を開始した。17世紀後半に入ると、製材や製紙の動力としても水力は利用されるようになる。また織物機械も豊富な水力資源を利用しはじめた。

18世紀にはいると、より一層水力資源を利用する産業が発展し、同時に河川利用上での経済主体や手法が多様化した⁶⁾。そのため各植民地政府は水力資源利用を規制する法律を制定する必要にせまられた。例えば、ペンシルバニア議会は法律を制定し、河川における船舶の航行を妨げるようなダムや堰堤の設置を禁じるようになった。

合衆国の独立と憲法制定以降、それまで植民地政府によって行われてきた水力資源管理は州政府により引き継がれ、より広範なものとなった。すなわち、①航行が難しく連邦政府の管理下でない河川を管理する、②（河川利用の——名和）独占阻止、③水力資源開発適地近

傍の私有財産の保護, ④水力資源関連産業の発展促進, を州政府が担うことになった。その後も 19 世紀中は, 州政府による管理は必要不可欠のものでありつづけた。具体的にあげれば, ①州内における水力開発適地の管理権限の確保, ②河川への鮭の遡上を妨げるようなダム設置の禁止, ③ダム所有者に対し魚道の設置義務づけ, ④船舶の航行障害を防ぐため該当河川のダム堤高の制限, ⑤鉄道などによる架橋の際には航行障害とならないような構造とするなどの規制を, 各州政府はそれぞれの州内事情にあわせて導入していった。水力発電と送電が普及する以前の時代においても, 製造業においては 1 万馬力前後の水力利用が各地で進んでいた⁷⁾。

その後も 1910 年代に至るまで, 以上のような州政府による水力資源規制は拡大しつづけた⁸⁾。この頃になると, 企業やシンジケートが水力資源を独占しようとする傾向が強まった。そのため, 例えばネブラスカ州では水力資源の民間企業支配に反対する政治的運動が発生した。これを受けてネブラスカ州議会は 1913 年に委員会を設置して報告書を作成する。その内容は, 諸外国において水力資源の政府支配原則が実現されているなかで, アメリカにおける企業やシンジケートへの水力資源の集中と現行法制の不備を批判し, 水力資源の将来像と政府機関による支配の必要性を訴えるものであった。ついで同報告書は, ①同委員会による全ての水力発電地点の保全, ②そこでの電力開発, ②消費者への送電, これらの三項目の権限を州委員会が獲得するよう提言したのであった。

もっとも, ネブラスカ州に見られた水力資源に対する権限の主張は, 連邦政府との管理権限を巡る争奪戦が切迫するなかで行われた。1910 年の州知事会合においては「すべての水力資源は, それらが位置する各州の支配・管轄権限下におかれるべきである」⁹⁾との決議が採択されている。連邦政府が水力資源の支配・管理権限に介入しつつあった中で, これに挑戦しようとの意図を有する決議である。以上のような州政府側のスタンスは, 後述するように, 州政府が民間電力会社の政治的影響力を強く受けていたからでもあった。実は, 上述のネブラスカの委員会報告書の提言とは全く逆方向の動きが, 多くの州において頻発していた。

他方, こうした州政府の意図に反して各州政府単独では対応の難しい問題も生じつつあった¹⁰⁾。そのうち, テネシー川流域で発生した問題を見てみよう。1914 年にテネシー州地質学調査所 (Tennessee State Geological Survey) が発行した報告書に拠れば「所有と管理の集中は水力資源のみに関連する問題をこえて, アメリカ各地の公益事業や路面電車網, ガス・電力会社にも関係する問題である。取締役会を結合することにより, あるいは株式の過半数を所有することにより, 支配と影響力の行使がアメリカ中に拡大していく」¹¹⁾ 問題点が批判されていた。また, 隣接する州域をまたぐ形でテネシー流域が形成されていることから, テネシー流域に関わる他州との協力関係は, 水資源の保全を実現する観点から必要であると考えられるようになった。他の州との協力関係の構築はマサチューセッツ州を中心として北東部諸州においても進められるようになった。

水力統制政策の展開

もっとも、一部の州では連邦政府との連携を模索する例も見られた¹²⁾。カンザス州は水力資源の有効活用を目指して委員会を設置し、州内各流域の洪水対策、流域管理、灌漑、水力開発、舟運に関する全面的な開発計画策定のために、金融面あるいは技術面での連邦政府からの支援を期待したのであった。

2.2. 連邦政府による水力資源管理

州政府による水力管理の展開過程は上述したとおりであるが、連邦政府サイドも水力管理を次第に強化した。州政府と連邦政府双方のこうした動きによって、両者の水力管理権限争いが激化することになった。連邦サイドの動向を河川全般に関する管理権限とあわせて確認しておこう。

南北戦争以前の状況を見よう。18世紀末以降、船舶航行のための河川改修や港湾・埠頭整備の一部に対し、連邦政府は財政支出を行っていたが、こうした財政支出の存在が連邦政府による影響力行使の手段となっていた¹³⁾。すなわち、そのような施設は、位置する州というよりはむしろ、第1にアメリカ合衆国全体の国益に資するよう、連邦議会は要求していた。同様の考え方は、その後の水力開発の際にも適用されることになる。しかしながら当時は、連邦管理下の施設はごく限られ、残りの大部分の施設は州政府の管理下に置かれている状態であった。また連邦政府の水利開発への参画をめぐっては、1824年に連邦最高裁判所が、憲法第1条第3節8項の州際条項（連邦議会は「外国との通商ならびに各州間および先住民部族との間の通商を規制する」権限を有する）について、航行可能な河川に適用可能と判断した¹⁴⁾。この判例は、その後も長く重要とされた。

南北戦争以降になると、連邦政府の河川管理権限は次第に拡大する。1870年代に、内務省が水域保護と将来の木材供給確保を理由に森林保護キャンペーンを開始している¹⁵⁾。1880年のセンサスにおいては水力資源に関して集中的な調査が実施された¹⁶⁾。1884年、河川及び港湾法（Rivers and Harbors Act of July 5, 1884）の成立を契機として、連邦政府は航行河川における構造物建設の可否を法的に管理できるようになった¹⁷⁾。水力利用上の施設建設は河川航行の障害となりうるが、この問題に関して連邦政府に管理権限が付与されたのである。関連して、その後の1890年の河川及び港湾法（Rivers and Harbors Act of September 27, 1890）には、次のような記述が見られる¹⁸⁾。

法により積極的に認可されない、全ての水面における河航能力に対する、あらゆる障害物の創設は、合衆国が所持する権限の観点から（中略）、法により禁止される。すべてのそのような障害物の恒久化は法律違反の構成要素となるであろうし、そのような障害物の週単位での恒久化はそれぞれ個別の法律違反と判断されるであろう。非合法的な障害物を創設し存続させたすべての人とすべての法人は（中略）、軽罪を犯したものと

して判断され、そのことから有罪となり、裁判所の裁量により、5000ドル以下の罰金もしくは、1年以下の禁固刑、またはそれら双方の罰則を処せられるであろう。

当時、12億エーカー¹⁹⁾もの広大な公有地が広がる西部地域においては活発な入植が進んでいたことを受け、1888年に連邦議会はダムや水路の建設候補地を入植地としないと定めた²⁰⁾。しかしその後も、公有地における水力開発優先権、発電所建設などのための公共保留地確保が課題となる。国内に限りある水力発電可能地点が民間企業などにより所有され、連邦政府の管理権限下から失われかねない点が危惧された。州による水力発電可能地点の規制が依然として不十分であったほか、企業活動が州境をこえるまでに規模を拡大していたため州規制の実効性も疑わしかったのである。これらの点は、内務省長官が発電、配電に關係する公有地内のダム・発電所・送電線等の土地利用権限に関する一連の法的根拠を、1896年と1901年に相次いで連邦議会から獲得し前進を見た²¹⁾。これにより連邦政府は、公有地における直接的な水力規制権限をようやく確保したのである。そもそも自然地理的な条件により定まるダム建設適地（ダムサイト）は西部公有地に多かった²²⁾。1901年に大統領に就任したT・ルーズベルトは、「自然資源について国家が十分に配慮し、各資源の利用限界について調査する時代は差し迫っている」²³⁾と考え、大企業規制とあわせて自然や資源の保全政策を推進しつつあった。その後も1910年に連邦議会が大統領に公有地の売却・譲渡の一時延期ができる権限を付与した²⁴⁾。これに基づいて、西部の12の州と準州内で河川流域に沿った約150万エーカーの公有地が売却・譲渡の対象地から除外されるに至った²⁵⁾。

20世紀に入って、河川管理を円滑に実施するうえで森林保全が極めて重要であることが、G. ピンショ（Gifford Pinchot）などによって明らかにされつつあった。しかし、広大な保留林（Forest Reserve）の管理権限を所持していた内務省は、訓練をうけた森林管理官を擁せず、その地方事務所も木材業者、土地投機業者、牧畜業者の権益を擁護するばかりで資源の浪費が問題視されていた²⁶⁾。こうしたなかで、内務省一般土地局での大規模な汚職事件を契機に、T・ルーズベルトの支援をうけて、保留林（Forest Reserve）すなわち後の国有林（National Forest）の管理権限が、1905年に内務省から農務省に移管され、同時に公有地内の保留林における水力開発権限も移動した²⁷⁾。こうして農務省は水力開発許可を付与する権限を確保した。1920年代の初頭までにアメリカで開発した水力の約半数は農務省から開発許可を受けたものとなった。

公有地以外においては1906年6月、航行河川におけるダム等の水力施設設置に関して陸軍省長官に権限が付与された²⁸⁾。「アメリカのすべての航行河川においては、これらを横切る形で水力等を含め航行以外の目的をもつ施設を建設・管理する権限が議会により、いかなる自然人・法人に与えられたとしても、陸軍省長官と陸軍工兵隊長の承認が得られない限り建設してはならない」と定められたのである。連邦議会権限の相対的な低下と言える。

2.3. 水力管理権限をめぐる州・連邦議会・大統領の動き

上述したように、アメリカ国内の各州あるいは連邦政府内の各省庁において水力開発に関する管理組織が散発的に成立してきた²⁹⁾。しかし、1907年ころになると全ての州政府管理組織のうちの3分の1が、水資源調査にあたって連邦政府機関からの支援を期待して連携を強める動きも見られた。アメリカ国内においては、水資源を含む自然資源の保全運動が興隆する中で、産業発展に伴う水力利用も進展、他方で航行河川の改修・整備もあって、こうした協力関係は20世紀初頭には確認できた。

連邦議会は水利権管理を担う新組織の設立にむけた具体的な行動に迫られる。T・ルーズベルト大統領が連邦議会に提出した国内水路委員会 (Inland Water-ways Commission) の報告書は、①上述した現存管理組織の調整、②独占の阻止、③水力利用権付与にあたってはその期間を限定した上で料金を徴収する、ことを基本方針とした。同時に「連邦議会はそれら様々な部局の業務の調整を行う管理機構を設立するべき³⁰⁾」であり、さもなくば国内水資源から得られるであろう莫大な利益が、アメリカ国民全体にもたらされず民間企業に流出してしまう点について強く警告を発したのである。

こうして、この問題についての議論が連邦議会で活発化する。特に1908年に連邦議会で可決された個別河川開発に関わる根拠法案 (Rainy River Bill) が焦点となった³¹⁾。同法案は当該河川におけるダム竣工時期を延期することを目指したものであったが、T・ルーズベルトは同法案に対し拒否権を行使したのである。その理由は「①水資源開発施設の建設期限の設定と②(開発権付与の対価としての——名和) 料金徴収を、陸軍省、願わくば内務省の所管で実施すべき³²⁾」と判断したからである。すなわち、「(民間企業などが——名和) 価値ある公共資産である国内資源の開発許可を受けたにもかかわらず投機目的を捨てない場合、(事業の着工・竣工が遅延して——名和) 資源開発が停滞すること」を強く懸念し、開発許可付与後ただちに水資源開発施設の着工を求めることで、これを阻止しようとしたのであった。こうした発言の背景には、「現在、我々は巨大な水力開発のスタート地点に立っている。水力発電電力の利用は日々進展している。独占の弊害は周知の事実であり、こうした過去の苦い経験を踏まえるならば、巨大な水力を(民間の企業に——名和) 自由かつ無制限に付与することには警告を發せずにはいられない」という、大統領の判断があったのである。

もっとも同法案は大統領の拒否権を覆して成立したが、同様の法案 (James River Bill) に対しT・ルーズベルトは翌1909年、再び拒否権を發動した³³⁾。T・ルーズベルトは、「現行の法律では公共の利益を守れない」点を指摘した上で「同様の法案に対しては今後も拒否権の發動を継続する³⁴⁾」旨をあえて連邦議会に通達した。連邦議会はダム建設を巡るそれまでの政策方針からの転換を感じとり、直ちに反撃にでる。「連邦政府が所有権をもつ河水は、唯一船舶航行を目的として利用する場合のみである³⁵⁾。これ以外の目的については連邦政府は河水について所有権を持たず、したがってこれらを販売する(すなわち、開発権付与の

表 1-1 火力発電所と水力発電所の費用割合比較

単位：%		
	火力発電所	水力発電所
施設管理費	4.0	4.0
施設運用費	10.6	4.8
石炭費	48.9	
税・保険料	6.7	2.8
減価償却費	10.8	11.0
債券利子	19.0	77.4
計	100.0	100.0

資料) Gilbert, C. and J. Pogue, *America's power resources; the economic significance of coal, oil and water-power*, New York, The Century co., 1921, p. 181.

対価として料金を徴収する——名和) 権限は持たない」³⁶⁾との主張を、先例となる判例を根拠に展開したのである。大統領の主張について、「現行法で認められている、航行河川の水利利用に関する州権限や個人の河岸水利権を奪いかねない」と、中央政府への管理権限集中の試みを批判するなどした。しかしながら大統領の一連の拒否権発動により議会は一定の姿勢転換を余儀なくされる³⁷⁾。1910年6月、連邦議会は開発権付与の対価として連邦政府が料金徴収することは認めなかったものの、①水力の開発権付与期間を50年と定め、②水力開発権付与の取り消し権限を連邦政府に対し認めたのである³⁸⁾。このように保全思想を堅持する政治勢力は、電力産業あるいは州の反対運動に対応しつつ、連邦政府による水力の開発と管理を、一貫して継続的に追求していたのである³⁹⁾。

2.4. 連邦動力委員会の成立

その後も州政府は、州内河川の水利権限に関する連邦政府の介入に対し強力に反対し続けた⁴⁰⁾。州選出の連邦議員に影響力を行使し、連邦管理権限範囲の限定などを目指すなどした⁴¹⁾。しかし、第一次大戦の勃発とともに電力需要が急増し、水力発電を取り巻く事態は大きく変化する⁴²⁾。西部・山岳地域においては肥料製造に加えて、鉄道輸送エネルギーが石炭から電力へと転換するなかで、水力発電は重要な役割を担う⁴³⁾。南部においても水力発電は爆薬、鉄、アルミニウムの製造用途に不可欠となった。エネルギー源として石炭への依存を深めていた東部・中西部でも水力発電はこれを補完・代替するようになった。また、石油などの化石燃料価格の急騰、労働力や設備の購入費用が大幅に増加して⁴⁴⁾ 火力発電コストは顕著に上昇し、水力発電コストを上回るまでになった。【表 1-1】に見られるとおり、

水力統制政策の展開

火力発電のコストは初期投資こそ大きくないものの化石燃料価格に大きく左右されるものであった。逆に水力発電は初期投資コストの割合が大きいものの、ランニングコストは小さかった。

連邦議会下院公有地委員会は1916年1月、今後最低でも2,000万馬力の水力開発の必要性を認識し、これを実現すべく法案として提出した。2億8500万トンの石炭節約を目指したのである。加えて、かつてT・ルーズベルトが構想した水力開発を管理する単一の連邦組織設置が急務となった。

1917年、国有林内の水力開発権限を管理する森林局（Forest Service）を傘下にもつ農務省は、年次報告書のなかで、水力開発を管理する単一の委員会を連邦政府内に設置すべきと提言する⁴⁵⁾。また、農務省森林局は同年、そのような委員会を設置できる根拠法の制定を農務長官に要請し、これは大統領にも伝達される⁴⁶⁾。その根拠法の骨子は、①連邦政府がもつ水力関係のすべての管理権限を連邦動力委員会に集中させること、②この連邦動力委員会は農務省、内務省、陸軍省の各長官と司法長官から構成されること、③委員会は業務を担当する行政官を指名すること、であった。省庁相互間の調整を試み、同時に重複業務の回避を狙ったのである。以上の経過を踏まえ、水力問題に関する特別委員会（Special Water-Power Committee）が議会に設置され、法案の検討が進展する。他方で、第一次大戦のなかで建設資材や労働力価格が高騰しているため水力開発は困難である、などとして法制化に反対する意見も連邦議会の各委員会では相変わらず見られた。これに対して、W・ウィルソン（Woodrow Wilson）は「今すぐに開発する予定はないが、間もなく戦争は終わり価格高騰も収まるはずであるから、議会で法案を通過させておくことは極めて重要」と反論し、成立を目指した⁴⁷⁾。1918年2月には、農務省、内務省、陸軍省の各長官は特別委員会宛に文書を提出して早急な法制化を要望した。結局、第一次大戦終結後の1920年6月10日にウィルソン大統領が署名して法案はついに成立した（Water Power Act of June 10, 1920; 41 Stat. L., 1063）。

以上のようにして設置されたFPCであったが、これは農務省、内務省、陸軍省から構成される閣僚級の委員会組織（Cabinet-level committee）となった⁴⁸⁾。その初期の主な活動内容を整理しておこう⁴⁹⁾。第1に発電事業にかかわる各種調査活動である。第2に水力発電施設設置の許可付与業務がある。第3に電力供給事業者の会計規程の統一、第4に卸売電力価格の監督を通じた電力の低価格化、また電力価格の地域間格差・州間格差の解消、であった。これら4項目についてはいずれも重要な検討課題であるが、それぞれ稿を改めて検討したい。ちなみに1番目に示した「調査活動」であるが、全米における水資源利用、包蔵水力、水力発電企業・産業、などの調査を予定していた⁵⁰⁾。2番目にあげた「水力発電施設設置の許可付与業務」は、水力発電可能地点⁵¹⁾の確保に直結する問題で1930年代に連邦政府が水力開発に参画する際の前提条件であった。

詳しくは後述するが、公営電力と民間電力会社との対立は、水力資源管理問題の発生に至って州を越えて連邦政府が介入すべき問題へと拡大していたのである⁵²⁾。すなわち、持株会社で統合された民間電力会社による水力開発を阻止し国内水力資源を保護することが、FPC の重要な役割となったのである。こうして公営電力が民間会社と競合するダム建設用地では、公営電力側に優先権を認めることで一応の決着をみることになった。

アメリカにおける 1920 年代初頭における水力発電の実情と可能性はどのように認識されていたのだろうか。スミソニアン博物館 (United States National Museum) の鉱物技術部 (Department of Mineral Technology) の職員らによる 1921 年の調査⁵³⁾ を示そう。本調査ではまず水力発電について、調査時点では商業面での特別な重要性はないと指摘している⁵⁴⁾。すなわちこの点で水力発電は火力発電に劣っているとされた。しかしながら、アメリカにおける包蔵水力は当時のアメリカの産業用あるいは都市用の全国の電力需要を賄える量であり、炭鉱の多い東部アパラチア山脈沿いから離れている地域、例えば包蔵水力資源が豊富な西部太平洋岸などでは、石炭輸送コストを考慮した場合、石炭資源を補完するうえで水力発電は重要であると見ていた。連邦が FPC を設置したのはこうした点を踏まえたものであった。

3. 連邦水力統制政策の背景：地域電力供給独占を中心に

以上のように、連邦政府の元に水力開発許可権限さらには河川管理権限が集中していった背景には、民間企業による火力さらに水力という国内電力資源の支配をめぐる問題が存在した。それではなぜ、民間企業によるこうした支配が連邦政府サイドから見て、とりわけ問題視されていたのであろうか。この点を、R. ルドルフ (Richard Rudolph) と S. リドレー (Scott Ridley) の研究⁵⁵⁾ を中心に把握しよう。さらに連邦政策の展開を左右した、大企業規制と国内資源の保全をめぐる生じた民主党と共和党さらに第 3 政党の革新党、これらの間の対立の歴史を確認し、FPC 成立の背景理解を深めたい。

3. 1. 持株会社支配下の民間電力会社による地域電力供給独占と公営電力

3. 1. 1. 民間電力会社による初期の地域独占と対抗軸としての公営電力

19 世紀末から 20 世紀初頭にかけてアメリカの世紀転換期に、製造業、商業、保険業、銀行などが都市部に集中し、都市人口の急増が生じた⁵⁶⁾。電力供給産業も 1880 年前後から、急速に発展した⁵⁷⁾。ただし、これら事業権は各都市自治体内で競合する各社に付与され、各地で民間電力会社間の競争が激化した⁵⁸⁾。結果、都市部など電力需要の高い地域では、街路沿いに複数社の送電線が敷設され電柱が乱立、資源の浪費を生んだ。ただし、これも次

水力統制政策の展開

第に政治的あるいは経済的に優勢な電力会社への統合がそれぞれの地域で進展した。

1890年以降は技術的な発展がこうした趨勢を加速させた。1886年、G・ウェスティングハウスが高圧交流システムを開発して遠距離送電技術を確立させ、1890年代には普及した。20世紀に入ると発電機も改良され高出力化が進んだ。こうして電力供給上の規模の経済性は揺るぎないものとなり、民間電力会社による電力供給事業の地域的独占が形成されたのである⁵⁹⁾。

これら電力供給独占問題はその後、新たな展開を遂げる。エジソンゼネラルエレクトリック社 (Edison General Electric Company) が、T・エジソン (Thomas Edison)、鉄道業のH・ヴィラード (Henry Villard)、J・モルガン (John Pierpont Morgan) の三者により1889年に設立された。1890年代初頭に、モルガンはエジソンとヴィラードを追放して支配下にGE (General Electric) を新設し、電力産業界の支配権を強化していく。1892年の株式市場暴落を契機として100社以上の電力会社統合が生じたが、そのなかでGEは同年中に1245カ所以上の中央発電所と2300基以上の電灯用発電機の支配を完了、電力産業の集中をさらに進めた。こうして各地の電力会社は持株会社によって全国的に結合されていった。同様の事態は、GEすなわちモルガン傘下以外でもアメリカ各地で広く発生した。

電力供給者の利害のみが反映されるなか電力料金は高騰を開始した。これに対し各地から反発の声が上がり始めた。このような事態に対処したのが、自治体レベルでの公営電力供給であった。民間電力会社による地域独占への対抗軸の形成を意図したのである。

1880年代後半以降、革新主義派の市長が誕生したサンフランシスコ、シカゴ、デトロイトなどにおいて自治体レベルで公営電力創設へ向けた活動が始まり、19世紀末には一部で実現していく。例えばデトロイトでは電力会社の半分のコストで送電可能であることを調査確認したうえで、1895年に市営発電所を建設し電力供給を開始した。1894年から1902年にかけて照明コストを半減させるなどの成果をあげた。1897年から1907年の間に、毎年60カ所から120カ所の公営電力が住民投票などにより全国で設立された。1912年には、3695カ所の民間電力会社に対し1737カ所の公営電力の操業が確認されている。もっともその後、民間電力会社と公営電力の両者は対立を深めることになる。

3.1.2. 民間電力会社が構想・実現した州規制と地方自治体公営電力の苦境

モルガンが各地の電力会社を持株支配したのと同様に、シカゴ・エジソン社はS・インサル (Samuel Insull)⁶⁰⁾ を社長に擁して、1890年代中にシカゴ周辺の競争各社を排除しそのうえで各地の電力会社支配を推進、地域独占を形成しつつあった⁶¹⁾。1898年に、このインサルは送電線や発電所の重複に伴うコストが大きすぎる点を問題視し、電力事業における競争について「経済的に好ましくないもの」と、各地の電力産業経営者に対して発言している⁶²⁾。同時に彼は、単一企業による特定地域の排他的支配こそが料金・サービス面での向

上に直結すると訴えた。さらに各社の利潤制限を州に認めて譲歩する代わりに、地域的な事業独占権の確保を目指すべきである、との構想を各地の電力会社の経営者に提案した。その後、各地の民間電力会社はこの方向で活動したが、都市化が進む中で、同様の事態は電力だけでなく、市街電車、ガス供給などの産業でも見られることになった⁶³⁾。以上の経緯もあって、電力産業などの公益事業規制をめぐる地方自治体と州政府との間の対立がその後深刻化する⁶⁴⁾。

インサルの構想は徐々に実現した。1907年、ウィスコンシン州とニューヨーク州が初めて公益事業委員会を設立した。従来は地元自治体の統制下にあった電力会社に対する監督権が州委員会に初めて移動したのである。各州の委員会設置は続き、1921年までにデラウェア州を除くすべての州で公益事業規制権限持つ州委員会が設立された。もっとも、これらの州委員会はスタッフと資金の両面で貧弱で、電力会社と消費者の双方の利益を擁護できないものであった⁶⁵⁾。

事実、地方自治体による公営電力推進派の側から見れば、こうした規制主体の移動は敗北を意味した。州による電力会社の利潤規制は実効性に乏しく、民間電力会社は価格決定に関して電力消費者よりも有利な立場に立つことになった。知事によって任命される州の委員は政治的圧力に従順でその権限を十分に行使することは少なく、電力料金は州委員会と電力会社間の友好的で非公式な交渉によって決まった。各電力持株会社集団は委員長の選任に関与したほか、州議会議員を通して利害関係を訴求するなど政治的決定過程へ関与したとされる⁶⁶⁾。例えばウィスコンシン州公益事業委員会は1907年から1912年の間に91件の申し立てを審理したが、うち電力会社側の値上げ申請の採択率は96%、他方で同州内の郡 (County) からの値下げ申請のそれは28%と大差がついた。州規制の導入により公営電力の設立も鈍化し、民間電力会社の地域独占が進んでしまった。

これら持株会社群は拡張を続け、地方自治体の公営電力は、料金値下げ競争などを仕掛けられ買収圧力に直面する。例えば、加州パサディナ (Pasadena) 市は1907年の市営電力の供給開始直後に、民間電力会社のサザン・カリフォルニア・エジソン社 (Southern California Edison 社：以下 SCE 社) との料金競争に巻き込まれた。市営電力供給前、SCE 社の料金は1kWhあたり15セントであった。市営電力は8セントで参入したが、値下げ競争により、SCE 社が4セント、市営電力5セントとなった。SCE 社は同市内の値下げ減収分を周辺地域の同社電力料金値上げで補填して対抗したのである。

もっとも1913年に州議会が不正競争法を成立させたため、パサディナ市営電力は買収を辛くも回避し生き残った⁶⁷⁾。しかし公営電力各社は、その後は民間電力会社との妥協を迫られる。なぜなら公営電力については、自治体境界の外部へのサービス供給を州に制限されて規模の経済を追求できない例が増え、新設備導入などの新規投資も難しくなり、民間電力会社からの電力買入れ契約の締結を行わざるを得なくなった。民間電力会社からその総電

水力統制政策の展開

力を購入するアメリカの公営電力は1907年においては総数1414ヵ所中の7%に満たなかったが、1923年には3分の1に達した。1920年代に入り地方自治体の公営電力供給は暗礁に乗り上げた。

1930年前後に、持株会社支配下の民間電力会社の活動は頂点に達する。その頃の持株会社による企業支配構造の一例を示そう。1932年のFPCの調査によれば、例えばモルガン傘下のGEが設立したエレクトリックボンド&シェア社（Electric Bond & Share Company：以下エバスコ）は、アメリカンパワー&ライト社（American Power & Light Co.）株式の20%、エレクトリックパワー&ライト社（Electric Power & Light Co.）株式の23%、ナショナルパワー&ライト社（National Power & Light Co.）株式の43%を保有していた。エバスコはこれら3社の筆頭株主であり、議決権を確保したうえで各社の経営に多大な影響力を発揮していた⁶⁸⁾。さらにエバスコ傘下のこれら3社がそれぞれ、過半数を大幅に超える株式取得により、アメリカ各地の地域電力会社の支配を実現していた。なお、これら末端各地の地域電力会社が、発電機や変圧器あるいは家庭用計器に至るまで、全面的にGE製電気機械製品の供給を受けていたとされる⁶⁹⁾。S・インサル率いる中西部公益事業会社（Middle West Utilities Co.）も類似の支配構造を確立していた⁷⁰⁾。

これら民間電力会社の電力供給網は都市部を中心にアメリカ全土に拡大し、その影響力はほとんど全ての自治体に及ぶことになった⁷¹⁾。1920年代後半時点で、13の持株会社がアメリカ全土で発電された電力の75%を支配し、供給するに至った。そのなかで民間電力企業の持株会社集団は、水力という潜在的電力資源の確保も進めていた。

3.2. 連邦水力資源管理の確立と大統領選挙戦：共和党・民主党・革新党

世紀転換期頃の電力産業誕生当初の電力供給事業は、ほとんどが石炭火力発電を電力源としていたが、1912年時点には電力供給の3分の1が水力発電となっていた⁷²⁾。当時、ストーン&ウェブスター（Stone & Webster Inc.）を中心とする持株会社集団がその当時の国内水力発電の3分の2を支配していた。すで言及したように、当時の連邦議会は国内河川に対する管理権限を一応保持してはいたが、上述の持株会社は政治的あるいは経済的影響力を拡大させて、限りある水利権を連邦議員から簡単に獲得できるようになっていた。電力ネットワークが大きいほど水力発電の出力変動を平準化できることから、民間企業の成長のなかで、持株会社集団などによる水力の私的占有への懸念が拡大していた。T・ルーズベルト政権期の森林管理局長官で後に公営電力運動の指導者となった、G・ピンシヨ（Gifford Pinchot）ら保全主義者達がFPCの設置を試み実現したのは、以上のような民間電力会社による国内河川支配を阻止するためであった。

第一次大戦中のアメリカ全土における電力不足を契機として⁷³⁾、W・ウィルソン民主党政権末期の1920年に連邦動力委員会（FPC）が成立し、ようやく連邦政府が国内水力資源

を保護しさらに統制・管理できるようになった。もっとも連邦レベルにおいても20世紀初頭の推進派と反対派の対立、民主党と共和党との間の党派対立、さらに長年の紆余曲折を経たものであった。そこで当時の大企業規制、資源保全政策をめぐる連邦レベルの党派対立史を見ておこう。

豊富な資源に恵まれたアメリカは、19世紀中は労働力の確保に悩まされ続けた。従ってその経済発展は安価な資源を最大限利用することで労働力コスト削減を目指すものとなった。すなわち、労働生産性を上昇させる技術や政策の導入には極めて積極的であった。結果としてアメリカ企業は世界をリードするようになった。しかし豊富な資源の存在は、資源や環境の劣化への関心低下に結びつく。資源の保全や環境関連規制への強固な抵抗も頻繁に見られてきた。現代の資源保全政策に相当するであろう環境規制については、民主党は強化、共和党は緩和を志向することが多く党派対立も激しい。しかし20世紀初頭の展開は少々異なる展開を見せた。

アメリカ西部開拓の終焉が指摘された19世紀末以降、限りある資源利用を巡って論争が活発化した。1901年成立のT・ルーズベルト政権は、共和党のそれまでの政策基調とは一線を画し、大企業規制、資源保全関連の政策を数多く推進した⁷⁴⁾。あわせて当時の党派色に強く彩られた政治の改革も目指し、党派間対立は一時的に緩和したかに見えた。しかしその後継を争った1908年の大統領選挙に際し、共和党と民主党はそれぞれ綱領を発表し、両者の乖離は明らかとなった⁷⁵⁾。共和党は①天然資源の保全管理、②森林資源の浪費防止、③入植者への公有地の無償分配政策継続、を掲げたが具体的な内容を一切明記しなかった。他方で民主党は1908年までT・ルーズベルトが主導してきた保全政策には反対せず、むしろ共和党内部の足並みの乱れを批判、政策の推進力に疑義を呈した。これは保全政策に対する共和党内部の強い抵抗を示唆する。同時に民主党綱領は天然資源に関する記述を充実させ具体的方針を掲げた。すなわち①森林資源の保護・保全・植林、②入植者向け公有地の維持、③森林・石炭・鉄・石油など国内資源の独占阻止と保護、である。当時は巨大企業による資源独占の是非について国民的な議論が生じていたが、両党の立場は大きく相違するものとなった。

翌1909年成立のW・タフト(William Taft)共和党政権はそれまでT・ルーズベルトが主導した革新主義的な政策基調を継承せず、むしろ保守化した。対してT・ルーズベルトは3年後の1912年2月、共和党による次期大統領候補者の指名を目指しタフトへの挑戦を表明した⁷⁶⁾。この予備選挙においてT・ルーズベルトは共和党指導部からの支持を得られず敗北したが、直後に共和党を離れ同年8月結成の革新党の全国大会で大統領候補者として指名を受けた。

このときの3党の綱領を見よう⁷⁷⁾。共和党は「人々の資源利用に資する、浪費も独占も生じない共和党の保全政策は他党とは明白に区別できるものであったが、その成功を喜びた

水力統制政策の展開

い」と具体的な論点には踏み込まずこれまでの4年間を自賛、今後もこれを継続するとした。さらに「善意の探鉱者、鉱山業者などが現行法に沿って公有地を取得しようとする際は、政府は干渉も妨害もしない」と宣言した。規制を強化せず最小限にとどめようとの立場である。

他方で民主党の綱領は具体的に示されて充実しており、大筋の基調として国内資源については全ての人々の利用に配慮して独占的な利用を防ぐことを掲げている。公有地については公共の福祉を重視して適切に管理すべきとした。共和党との違いは明白である。ついで革新党の綱領は民主党のそれに極めて近いもので、公共の福祉を重視して資源を州や国の管理下に置き、合理的な利用を妨げないものの独占体への譲渡や浪費を防ぐと明記した。このときの選挙戦は、T・ルーズベルトが仕掛けた共和党の分裂もあって民主党が圧勝し、W・ウィルソン政権が成立した。このとき共和党は選挙人獲得数でわずかに8と惨敗した⁷⁸⁾。なお革新党はその獲得数を86に伸ばし、第3党として史上最高の善戦を演じた。本論文で考察してきたFPCの成立は民主党政権だからこそ可能であった。その意味でFPCの成立は、革新主義政策と保全思想を代表するT・ルーズベルトが政治生命をかけて第3党を立ち上げて、事実上、側面支援した結果とも言える。

もっともその後は革新党への支持は広がらなかった⁷⁹⁾。第1次大戦後の1920年代は共和党が政権を長く維持したが、民主党は継続して積極的な保全政策を主張した。他方で共和党は具体的な政策を語るのではなく、袂を分かったはずのT・ルーズベルトの政策遺産に言及して成果を誇示するのみで、民主党と革新党からの攻勢に対して防戦に徹した。ただ1924年以降は次第にいずれの党においても具体的な政策への言及が縮小し、対立は目立たなくなった。しかし大恐慌を経て1933年に成立したF・ルーズベルト（Franklin Roosevelt）民主党政権は、長年構想されてきた保全政策を多額の財政支出で推進した。

4. まとめにかえて

本稿においては次の点を解明した。第1に、電気技術発達の中で水力エネルギー利用が拡大した19世紀末以降、水力開発を中心とした河川管理権限が州政府から連邦政府へと次第に移動した点を具体的に明らかにした。特にアメリカ国内の電力需要は1914年の第一次大戦勃発を契機として急増し、当時の化石燃料価格上昇による火力発電コストの上昇もあって水力発電開発への要求が高まる。これを契機として水力開発を管理する単一の委員会が農務省、内務省、陸軍省長官主導のもとで連邦政府内に設置されることになる。1920年、連邦動力委員会（FPC）は根拠法を得て、アメリカ国内河川における水力開発許可付与権限を州政府に優越して獲得するに至るのである。

第2に、FPCの設置が必要となった背景を、民間企業による地域電力供給独占と水力資源支配の動向から追跡した。持株会社により全国的に統合された民間電力会社の電力供給独

占は、19世紀末から20世紀初頭の世紀転換期以降、各地で批判されてきた。各都市自治体は公営電力供給によりその弊害克服の努力を行ってきたが、州政府が公益事業規制権限を確保するに至って限界を迎え、1930年前後に民間電力会社の影響力は頂点に達した。持株会社による国内電力産業支配確立の中で、連邦政府が電力産業への影響力を保持するうえで、最後の手段としてFPCを設置して水力開発許可権限を確保せざるを得なかったのである。

第3に、共和党の大統領として世紀転換期の20世紀初頭に水力をはじめ各種の資源保全政策を立ち上げたT・ルーズベルトの保全思想は、1912年の共和党の分裂と第3政党たる革新党結成とを契機に、共和党から大きく離れていった。1909年からのタフト政権の成果が、ごく限られていたことは本論文においても既に見てきた通りである。むしろその後の保全思想と資源保全政策は民主党のW・ウィルソン政権(1913-1921)、さらにF・ルーズベルト政権(1933-1945)に受け継がれた。1920年のFPC成立、1930年代のニューディール期の水資源開発はその結晶であろう。その意味で異例の1912年大統領選の意義は極めて大きい。またその後の資源保全政策、さらに現代の環境政策に見られる民主党と共和党との間の党派間対立の起点の一つは、ここにあったと言えるのではなかろうか。

注

- 1) 小林健一はTVAの成立過程に関して、リリエンソールが強く唱えてきた総合開発(多目的開発)と草の根民主主義理念を重視する従来の見解を批判し、一連の電力公営構想と地域計画構想がTVAの成立にあたって大きな意味をもつことを解明したが、これ以前の動向についての研究は手薄である。小林健一『TVA 実験的地域政策の軌跡—ニューディール期から現代まで』御茶の水書房、1994年。一方、楠井敏朗の開墾事業分析も河川利用をめぐる連邦統制政策について言及したものではない。楠井敏朗『アメリカ資本主義とニューディール』日本経済評論社、2005年、261-293頁。
- 2) Kerwin, J., *Federal water-power legislation*, New York: Columbia University Press, 1926, reprint, New York, AMS Press, 1968; Conover, M., *The Federal Power Commission: its history, activities and organization*, Baltimore, Md.: Johns Hopkins Press, 1923, reprint, New York, AMS Press, 1974; Rudolph, R. and S. Ridley, 『アメリカ原子力産業の展開: 電力をめぐる百年の抗争と九〇年代の展望』(岩城淳子, 斎藤叫, 梅本哲世, 蔵本喜久 訳) 御茶の水書房, 1991年(原書名: *Power struggle: the hundred-year war over electricity*, Harper & Row, 1986)。
- 3) Hausman, W. and J. Neufeld, "Falling Water: The origins of direct federal participation in the US electric utility industry, 1902-1933," *Annals of Public and Cooperative Economics*, 70 (1), 1999, pp. 52-55.
- 4) ここでは、東部13州の英国植民地政府を指す。
- 5) Kerwin, *op. cit.*, p. 21; Conover, *op. cit.*, pp. 3-4; Fanning, J., "Progress in Hydraulic Power Development," *Engineering record: building record and sanitary engineer*, 47 (1), 1903, p. 24.
- 6) 以下の記述は次の文献に拠る。Conover, *op. cit.*, pp. 5-12.
- 7) Kerwin, *op. cit.*, p. 22.

水力統制政策の展開

- 8) Conover, *op. cit.*, pp. 13-15.
- 9) Proceedings of the second meeting of the governors of the states of the Union, 1910, p. 154, quoted in Conover, *op. cit.*, pp. 13-15.
- 10) Conover, *op. cit.*, pp. 14-17.
- 11) Tennessee State Geological Survey Bulletin 17, 1914, p. 10 quoted in Conover, *op. cit.*, p. 14.
- 12) Conover, *op. cit.*, pp. 15-16.
- 13) Conover, *op. cit.*, pp. 16-19.
- 14) 小塩和人『水の環境史：南カリフォルニアの二十世紀』玉川大学出版部, 2003年, 14頁。
- 15) 島山武道『アメリカの環境保護法』北海道大学図書刊行会, 1992年, 290頁。
- 16) Conover, *op. cit.*, pp. 19-21.
- 17) *First Annual report of the Federal Power Commission, Fiscal Year Ended June 30, 1921*, Washington, D.C., USGPO, 1921, pp. 47-48.
- 18) Kerwin, *op. cit.*, pp. 105-106.
- 19) 19世紀半ば頃の公有地面積である。Hausman and Neufeld, *op. cit.*, p. 55.
- 20) Conover, *op. cit.*, pp. 22-23.
- 21) 29 Stat. 120; 31 Stat. 790; Kerwin, *op. cit.*, p. 109.
- 22) Hausman and Neufeld, *op. cit.*, p. 49.
- 23) 池田勝「国立公園と自然保護—レクリエーション資源の保存と開発」『総合研究 アメリカ②環境と資源』研究社, 1976年, 295頁。
- 24) 36 Stat. 847.
- 25) Conover, *op. cit.*, pp. 34-35 & 37.
- 26) 鈴木光『アメリカの国有地法と環境保全』北海道大学出版会, 2007年, 139-140頁。
- 27) Conover, *op. cit.*, pp. 34-35 & 40-46; 33 Stat. 628; 大田伊久雄, 『アメリカ国有林管理の史的展開：人と森林の共生は可能か?』京都大学学術出版会, 2000年, 71頁。
- 28) Kerwin, *op. cit.*, pp. 111-112; Conover, *op. cit.*, p. 24; 34 Stat. 386.
- 29) Conover, *op. cit.*, p. 47.
- 30) Roosevelt, T., Message of President Roosevelt to Congress, February 26, 1908, 60th Cong. 1st Sess., S. Doc. 325, quoted in Conover, *op. cit.*, pp. 47-48.
- 31) Conover, *op. cit.*, p. 48.
- 32) *Congressional Record*, 60th Cong. 1st Sess., April 13, 1908, p. 4698, quoted in Conover, *op. cit.*, pp. 48-49.
- 33) Conover, *op. cit.*, p. 50.
- 34) Letter from President Roosevelt to the Senate Committee on Commerce, March 13, 1908, quoted in Conover, *op. cit.*, p. 50.
- 35) 大規模な州際航行河川を管理する必要から連邦政府に管理権限が認められていたと考えられる。
- 36) 60th Cong. 1st Sess., S. rept. 585, quoted in Conover, *op. cit.*, p. 51.
- 37) Conover, *op. cit.*, p. 53.
- 38) 36 Stat. 593.
- 39) Kerwin, *op. cit.*, p. 8.
- 40) Hearings before the House Committee on Public Lands on H. R. 14893, 63rd Cong. 2nd Sess.,

- pp. 499-504, quoted in Conover, *op. cit.*, p. 56.
- 41) Kerwin, *op. cit.*, p. 9.
 - 42) Conover, *op. cit.*, pp. 57-59.
 - 43) モンタナ州の鉄道 (Butte, Anaconda and Pacific Railway) 90 マイルにおける調査から、鉄道の電化は営業費用 36.2% の節減につながると判明した。Kerwin, *op. cit.*, p. 33.
 - 44) 1915 から 17 年にかけて燃料油 (重油, 軽油) 価格が 160% の上昇となった。石炭価格もトン当たり \$ 1.13 (1913 年) が \$ 2.95 (1918 年) へと上昇した。Pisani, D., *Water and American government: The Reclamation Bureau, national water policy, and the West, 1902-1935*, Berkeley, University of California Press, 2002, p. 209.
 - 45) United States Department of Agriculture, *Annual Report*, 1917, p. 37, quoted in Conover, *op. cit.*, p. 46.
 - 46) 以下の記述は次の文献に拠る。Conover, *op. cit.*, pp. 59-62.
 - 47) Kerwin, *op. cit.*, pp. 218-219.
 - 48) Holmes, B., *A history of federal water resources programs, 1800-1960*, Washington, U. S. Dept. of Agriculture, Economic Research Service, 1972, p. 7.
 - 49) 41 Stat. 1063; Conover, *op. cit.*, pp. 65-74; Baum, R., *The Federal Power Commission and state utility regulation*, Washington, D.C., American council on public affairs, 1942, pp. 133-134 & 172-173 & 228-229.
 - 50) Holmes, *op. cit.*, p. 7.
 - 51) ダム建設候補地点は、河岸の地形条件 (深い渓谷に建設することがコスト削減にもつながるため理想的)、地盤条件 (ダムの決壊を防ぐためにも地盤の安定性・透水性が問われる)、流域条件 (可能な限り貯水量を最大化することが求められる) などの自然的条件、または社会的条件 (用地補償額は可能な限り削減する必要がある) 等により決定される。そのため、このような候補地点は極めて限定されることになる。
 - 52) Rudolph and Ridley, 前掲書, 72-73 頁。
 - 53) Gilbert, C and J. Pogue., *America's power resources; the economic significance of coal, oil and water-power*, New York: The Century co., 1921, pp160-183; Smithsonian Institution, *United States National Museum, Division of Engineering - Agency History*, August 29, 2002, <<http://siarchives.si.edu/research/ah00083nmahde.html>> (visited Jan. 15, 2006)
 - 54) Gilbert and Pogue, *op. cit.*, pp. 161-165 & 178.
 - 55) Rudolph and Ridley, 前掲書。
 - 56) 秋元英一『アメリカ経済の歴史: 1492-1993』東京大学出版会, 1995 年, 123 頁。
 - 57) Rudolph and Ridley, 前掲書, 51-53 頁。
 - 58) ただし農村部においては、長距離送電線敷設が必要となる一方で電力需要は低いことが予想されたため、各社は設備投資の回収が難しいと判断し電力供給はほとんど進まなかった。
 - 59) 以下の記述は次の文献に拠る。Rudolph and Ridley, 前掲書, 56 頁, 60-62 頁。
 - 60) S・インサルは、21 歳でイギリスからアメリカに渡りエジソンの経営秘書として活躍し始める。20 台半ばにはエジソン関連各社の経営者として不可欠の存在となった。J. P. モルガンがゼネラル・エレクトリック (GE) を組織して、エジソンを電力事業から追放した際に、モルガンの申し出を断ってシカゴ・エジソン社の社長に就任した。Rudolph and Ridley, 前掲書, 63 頁。

水力統制政策の展開

- 61) Ramsay, M., *Pyramids of power: the story of Roosevelt, Insull and the utility wars*, Bobbs-Merrill, 1937, reprint, New York, Da Capo Press, 1975, pp. 50-51.
- 62) Rudolph and Ridley, 前掲書, 63-64 頁。
- 63) Nord, D., "The Expert Versus the Experts: Conflicting Philosophies of Municipal Utility Regulation in the Progressive Era," *Wisconsin Magazine of History*, 58, 1975, pp. 235-236.
- 64) Nord, *op. cit.*, pp. 222-223.
- 65) Rudolph and Ridley, 前掲書, 65-67 頁。
- 66) Brigham, J., *Empowering the west: electrical politics before FDR*, Lawrence, Kan.: University Press of Kansas, 1998, pp. 56 & 58.
- 67) Rudolph and Ridley, 前掲書, 70-71 頁。
- 68) U. S. Federal Power Commission, *Holding company control of licensees of the Federal Power Commission*, Washington, D.C.: U.S. Govt. Print. Off., 1932, p. 53.
- 69) 西川純子『アメリカ企業金融の研究：一九二〇年代を中心として』東京大学出版会，1980 年，254 頁。
- 70) U. S. Federal Power Commission, *op. cit.*, 1932, p. 77; 西川純子, 前掲書, 67 頁。インサルグループの全貌については次の文献がある。Ramsay, *op. cit.*.
- 71) Brigham, *op. cit.*, p. 54 & 56.
- 72) 以下の記述は次の文献に拠る。Rudolph and Ridley, 前掲書, 71-72 頁; Hausman and Neufeld, *op. cit.*, pp. 54-55.
- 73) Pisani, *op. cit.*, p. 209.
- 74) Nelson M. ed., *Historic documents on presidential elections*, Congressional Quarterly, 1991, pp. 256-257.
- 75) Schlesinger, A., *History of American presidential elections: 1789-1968 v. 5*, Chelsea House Pub., 1985, pp. 2099-2100 & 2106-2107.
- 76) Nelson, *op. cit.*, pp. 256-257.
- 77) Schlesinger, *op. cit.*, pp. 2174, 2182 & 2192.
- 78) Nelson, *op. cit.*, pp. 887-894.
- 79) Schlesinger, *op. cit.*, pp. 2276 & 2285.